

令和8年度富山聴覚総合支援学校いじめ防止基本方針

富山県立富山聴覚総合支援学校

I いじめに対する基本的な考え

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせる恐れのあるものである。いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第2条より

【いじめ重大事態の定義】

いじめ重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態のことをいう。

いじめ防止対策推進法 第28条より

【いじめ問題に関する基本的認識】

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」

いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）より

II 本校の現状と課題

1 現状

- ・聴覚障害のある幼児児童生徒と軽度知的障害のある生徒が在籍している。
- ・幼稚部から高等部専攻科までの一貫した聴覚障害教育を行っている。
- ・中学部・高等部（専攻科）の生徒の大半はスマートフォンを所持している。

2 課題

- ・聴覚障害がある児童生徒には、コミュニケーション方法の違いやスキルの不足による相互の思い違いからの小さないさかいや衝動的なトラブルがある。
- ・知的障害の生徒は交友関係が狭く、一部の生徒が親密になるとトラブルにつながりやすい。障害の特性によるこだわりの強さや衝動性からいさかいに発展したりする。
- ・言語力や理解力が十分でないために起こる児童生徒同士の行き違いやSNSを含めて相手の心情への配慮に欠ける言葉のやりとり等からトラブルに発展することがある。
- ・情報が入りにくかったり、内容を理解、活用することが難しかったりする面がある。

このような現状と課題を踏まえつつ、全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの問題に対応するための組織を設置するとともに、いじめの未然防止等のための対策を行う。

III いじめへの対応

1 いじめの問題に取り組むための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために「いじめ対策委員会」を設置する。

- 構成員
 - ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学部主任、各学科主任、養護教諭、部活動顧問、授業担当者 等
 - ※必要に応じて、PTAや心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー等）弁護士等の外部専門家、さらに事案対応時には、関係学級担任等を必要に応じて追加
- 役割
 - ① いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ② 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、検証
 - ③ 教職員へのいじめ防止基本方針の周知と対応についての共通理解、意識啓発（校内研修等）
 - ④ 生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
 - ⑤ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の通報先・相談窓口
 - ⑥ 事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ⑦ いじめ及びいじめの疑いへの対応
 - ⑧ いじめ重大事態の発生時の対応(必要に応じて外部専門家を加え対応にあたる)
※いじめ重大事態の発生については、教育委員会に直ちに報告し、連携して対応
 - ⑨ 本校いじめ防止基本方針の見直し

2 未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえて、いじめの未然防止に取り組む。

- 具体的な対応策
 - ① 分かる授業、生徒指導の機能を生かした授業（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的な人間関係を育てる）に努める。
 - ② 規範意識を高め、温かい人間関係づくりに努める。
 - ③ 自己有用感を高め、学級での居場所づくりに努める。
 - ④ いじめ防止の啓発に向け、標語やポスター掲示すること、いじめ問題について考え、話し合うHR等、児童生徒が主体的に取り組む活動の推進に努める。
 - ⑤ 道徳教育をはじめとする教育活動全体を通して、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを生徒に対して教える取組を推進する。
 - ⑥ ネットいじめ防止のため、ソーシャルネットワークワーキングサービスの適切な利用方法を含む情報モラル教育をあらゆる教育活動を通じて行うとともに、専門家による講習会も計画的に取り入れる。
 - ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒へは、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲生徒に対する指導を行う。
※特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒等
 - ⑧ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。

3 早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもち、いじめを見逃したり軽視したりすることなく、疑いも含めて積極的に認知する。

- 具体的な対応策
 - ① 朝の短学活やS T時、児童生徒の様子に目を配り、気になる児童生徒に対しては、声かけや面談を迅速かつ適切に行う。
 - ② 休み時間や放課後等に、担当を決めて巡回する。特に、行動等が気になる場所のある児童生徒の周囲には十分な目配りをする。
 - ③ 孤立ぎみの児童生徒や嫌な思いをしている児童生徒がいないかなど、人間関係の状況把握に努める。

- ④ 児童生徒との雑談や普段の授業、連絡帳等から情報を収集し、些細な事でも学部主任や生徒指導主事に伝え、教職員間でその情報を共有する。また、迅速な報告・連絡・相談に努める。
- ⑤ 定期的に行う個別面談や年3回程度行うアンケート調査（いじめ調査）により、早期発見に努める。いじめ等に関する情報や心配なことは全て、速やかに（当日中に）、学部主任を通して生徒指導主事・管理職に報告する。また、調査に基づいた教育相談の充実を図る。
※アンケート原本、面談記録等は生徒が卒業するまで、結果をまとめた一覧等の資料は5年間保存。
- ⑥ 保護者や地域からの情報を得るように、担任等との連絡を密に行う。

4 いじめ事案への対処

いじめやいじめの疑いを認知した場合には、直ちに担任、学部主任、生徒指導主事等で情報を共有するとともに、迅速にいじめを受けた児童生徒の安全確保を行う。同時に「学校のいじめの問題に取り組むための組織」を活用して、関係児童生徒に対する事情確認並びに適切な指導等を行うとともに、家庭や教育委員会、関係機関とも連携し、組織的に対応する。

○ 具体的な対応策

- ① 被害児童生徒に対しては、本人の痛み寄り添い、心のケアに努め、いじめから守る。加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応を行う。
- ② 聞き取り調査による詳細な事実確認と正確な状況把握（正確かつ迅速に）を行い、いじめの原因や背景を把握する。
- ③ 指導方針の明確化を図り、教職員の緊密な情報交換や共通理解及びチームによる対応を行う。（指導経過を時系列でまとめて記録）
- ④ 学校長を通じて、教育委員会へ連絡する。（必要に応じ児童相談所、警察署等にも連絡する）
- ⑤ 被害児童生徒、加害児童生徒の保護者へ学校が把握した事実及び対応策等を知らせる。（全容把握に時間がかかる場合は、途中経過について適時報告）
- ⑥ ネットいじめについては、書き込みを確認・保存し（掲示板のアドレスを記録、書き込みをプリントアウト、スクリーンショットで画像を保存、デジタルカメラでの撮影）、書き込んだ児童生徒に削除させることやサイト管理者への削除要請を行うことで、いじめの書き込み等の削除、拡散の防止に努める。児童生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるときは早い段階で警察と連携して対応する。
- ⑦ 生徒の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれがあるなど重大ないじめ事案等は直ちに警察と連携して対応する。

5 再発防止

同じ児童生徒を対象としたいじめの再発や類似のいじめの発生を防止する。なお、いじめの加害者と被害者が入れ替わる、いじめの対象が変わるなど、形態を変えていじめが継続することがあることに注意する。

○ 具体的な対応策

- ① 校長をはじめ全ての教職員がそれぞれの教育活動において、いじめの問題に関する積極的な指導を行う。
- ② お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする生徒を育成する指導等の充実に努める。
- ③ 学活ホームルーム活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行う。
- ④ 児童会生徒会活動等において、いじめの問題を取り上げる。
- ⑤ いじめを安易に解消とせず、継続して十分な注意を払い、折に触れ、必要な支援、指導を行う。
※いじめが「解消している」状態の判断
 - ・いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3か月が目安）止んでいること
 - ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ⑥ 児童生徒の変化を定期的に確認・検証しながら継続して支援し、必要に応じて支援策を修正する。
- ⑦ 「学校いじめ防止基本方針」や「学校のいじめの問題に取り組むための組織」がいじめを受けた児童生徒を守り、事案の解決を図る体制であることを児童生徒に認識される取組を推進する。

6 地域や家庭との連携

児童生徒の健やかな成長を促すため、PTAや地域とともに、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、地域、家庭と連携した取組を推進する。

| |
|--|
| ○ 具体的な対応策 |
| ① 学校のいじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解と協力を得ることができるよう努める。(入学時や各年度の開始時に学校基本方針の内容を説明する) |
| ② 家庭訪問や学部・学級だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。 |
| ③ いじめが起きた場合には、家庭との連携を密にし、協力してその解消に当たる。 |
| ④ いじめを受けた生徒や保護者へ適時・適切な方法で、経過報告する。 |
| ⑤ PTAや学校評議員会等、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進める。 (PTA総会、学級懇談会、学校評議員会等) |
| ⑥ 保護者に対して、インターネットを通じたいじめの事例を紹介するなど、情報モラルの啓発活動を行い、ネットの危険性についての理解を深める。 |

IV 年間計画

| いじめ防止に向けた取組 | | | | | | |
|-------------|-----------------------------------|----------------|----------------|-------------------------------|----------------------------|--|
| 月 | 対策委員会 | 調査 | 面接 | 校内研修会 | 生徒会活動 | その他 |
| 4月 | ○ ※いじめ防止対策の確認 (校務運営委員会職員会議) | | | | ○中高集会 | 学校基本方針の説明 ○PTA総会(保護者啓発) ○保護者懇談(担任による状況把握) ○HPへの公表 |
| 5月 | | | | | | |
| 6月 | | | | | ○(防止週間) ※校内放送 | |
| 7月 | | ○ (小中高全員対象) | ○ (小中高全員対象) | ○ SNS、ネットトラブル等研修会 | ○中高集会 (SNS、ネットトラブル等研修会) | ○保護者懇談 (担任による状況把握) |
| 8月 | | | | ○ いじめのアンケート結果をふまえた生徒対応について | | |
| 9月 | | | | | | |
| 10月 | | | | | ○(防止週間) ※校内放送 | |
| 11月 | | | | | | |
| 12月 | | ○ (小中高全員対象) | ○ (小中高全員対象) | | ○中高集会 | ○保護者懇談 (担任による状況把握) |
| 1月 | | | | ○ (伝達講習) | | |
| 2月 | | | | | | |
| 3月 | ○ ※学年末の評価 (校務運営委員会職員会議) | ○ (小中高全員対象) | ○ (小中高全員対象) | | | ○保護者懇談 (担任による状況把握) |
| 備考 | ・定例2回 ・緊急時は随時開催 | | | ・年度内2回実施 | | ・通年で相談の受付や予兆等の把握 |

V いじめが起こったときの組織的な対応

は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」（令和3年1月発行）の該当ページ

